

水素利用拡大に向けた共通基盤強化のための研究開発事業
研究開発項目Ⅰ 燃料電池・水電解の共通基盤技術開発
「P E F C評価解析プラットフォームマネジメント」
に係る公募要領

2025 年 2 月

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

水素・アンモニア部

【受付期間】

2025 年 2 月 7 日(金)～2025 年 3 月 12 日(水) 正午まで

【提出先及び提出方法】

以下フォームから、必要情報の入力と提出書類のアップロードを行ってください。

<https://app23.infoc.nedo.go.jp/koubo/qa/enquetes/0qs5g7sbdpfv>

【留意事項】

※他の提出方法（持参、郵送、FAX 又は E-mail 等）による提出は、原則受け付けません。

※アップロードするファイルは、1 つの zip ファイルにまとめるなど、公募要領の指示に従ってください。

※受付期間内であれば提出書類の再提出は何度でも可能です。同一の提案者から複数の提出書類が提出された場合は、最後の提出分を有効とします。

※登録、応募内容確認、送信ボタンを押した後、受付番号が表示されるまでを受付期間内に完了させてください。（受付番号の表示は受理完了とは別です。）

※入力・アップロード等の操作途中で提出期限が来て完了できなかった場合は、受け付けません。通信トラフィック状況等により、入力やアップロードに時間がかかる場合があります。特に、提出期限直前は混雑する可能性がありますので、余裕をもって提出してください。

【e-Rad への登録】

※応募に際し、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による登録も必要です。

※e-Rad の使用にあたっては、事前に研究機関及び研究者の登録が必要です。所属機関の登録手続きに日数を要する場合があります。

※2 週間以上の余裕をもって登録手続きを行ってください。

※e-Rad 登録を行わないと本事業への応募ができませんので、十分留意ください。

水素利用拡大に向けた共通基盤強化のための研究開発事業
研究開発項目Ⅰ 燃料電池・水電解の共通基盤技術開発
「P E F C評価解析プラットフォームマネジメント」に係る公募について
(2025 年 2 月 7 日)

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「N E D O」という。）は、標記調査事業の実施者を一般に広く募集いたしますので、本調査について受託を希望する方は、本要領に従い御応募ください。

本調査は、2025 年度の政府予算に基づき実施するため、予算案等の審議状況や政府方針の変更等により、公募の内容や採択後の実施計画、概算払の時期等が変更されることがあります。

＜御注意＞

本事業への申請は、N E D Oへの申請書類の提出に加えて府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による登録が必要です。e-Rad の使用に当たっては、事前に研究機関及び研究者を登録し、ログイン ID とパスワードの取得が必要となります。

府省共通研究開発管理システム（e-Rad）ポータルサイト

<http://www.e-rad.go.jp>

e-Rad による登録手続きを行わないと本事業への応募ができませんので、十分御留意ください。また、所属機関の登録手続きに日数を要する場合がありますので、2 週間以上の余裕をもって登録手続きをしてください。

1. 件名

水素利用拡大に向けた共通基盤強化のための研究開発事業
研究開発項目Ⅰ 燃料電池・水電解の共通基盤技術開発
「P E F C評価解析プラットフォームマネジメント」

2. 調査概要

（1）調査の目的・内容

水素の本格的な普及拡大および我が国の産業競争力の強化に向け、N E D O燃料電池・水素技術開発ロードマップ等で定める 2 0 3 5 年頃の目標実現に資する共通基盤技術・要素技術およびそれ以前の実用化・事業化を目指して早期の市場獲得に資する技術を開発します。

研究開発項目Ⅰでは、燃料電池・水電解の共通基盤技術を開発します。

本公募要領で示す公募では、N E D Oが構築する「P E F C評価解析プラットフォーム」のマネジメント機能を担う事業（「P E F C評価解析プラットフォームマネジメント」）の公募の詳細を示します。本プラットフォームのマネジメントをつかさどり、日本の燃料電池分野の競争力の強化に資する情報の収集・分析・共有、材料開発グループのコンサルティング等を実施します。

詳細な目的・内容・目標については別添の仕様書をご参照ください。

（2）実施期間

事業期間は、2025 年度～2029 年度までの最長 5 年間とし、提案書は 5 年間の計画で作成してください。ただし、当初の契約は、2025 年度～2027 年度までの 3 年間とします。2027 年度に継続可否審査を実施し、継続の可否の判断を行う予定です。

(3) 予算規模

PEFC評価解析プラットフォームマネジメント：各年度 1 億円/年以下

3. 応募要件

応募資格のある法人は、「基本計画」及び「2025 年度実施方針」に示された条件並びに次の(1)～(9)までの条件を満たす、単独又は複数で受託を希望する企業・大学等とします。なお、国立研究開発法人が応募する場合、国立研究開発法人から民間企業への再委託又は共同実施（再委託先又は共同実施先へ資金の流れがないものを除く。）は、原則認めておりませんのでご注意ください。

- (1) 当該技術又は関連技術の調査研究の実績を有し、かつ、調査研究目標達成及び調査計画遂行に必要な組織、人員等を有していること。
- (2) 調査委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤、資金及び設備等の十分な管理能力を有し、かつ、情報管理体制等を有していること。
- (3) NEDO が事業を推進する上で必要とする措置を、調査委託契約に基づき適切に遂行できる体制を有していること。
- (4) 複数の企業等が共同して事業に応募する場合は、各企業等間の責任と役割が明確化されていること。また、必要最低限の機関から構成されていること（過度に大規模なコンソーシアムではないこと）。
- (5) 本邦の企業・大学等で日本国内に調査研究拠点を有していること。なお、国外の企業・大学等（研究機関を含む）の特別な調査研究能力、研究施設等の活用又は国際標準獲得の観点から国外の企業・大学等との連携が必要な場合は、国外の企業・大学等も参画する形で実施することができる。
- (6) プロジェクトマネージャー（以下、PM という。）、プロジェクトリーダー（以下、PL という。）又はサブプロジェクトリーダー（以下、SPL という。）からの指示があった場合はこれに従うこと。

（注1）本事業では必要に応じて PL 又は SPL を設置する。PL 又は SPL は、PM と連携しつつ主に技術的な観点から研究開発プロジェクトを俯瞰して研究開発を指揮し、NEDO に対して研究開発方針や予算査定に関する意見を具申する役割を担う

- (7) 一つの提案単位を「研究グループ」と呼び、研究グループにはグループリーダー（以下、GL という。）を設定すること。また、研究グループの参加機関は GL の指示に従うこと。

（注2）GL は研究グループの代表責任者であり、以下の役割を担います。

- ・ NEDO、PL 又は SPL からの指示があった場合はこれに従うとともに、NEDO 等との連絡窓口を担って研究グループ全体を運営する。（ただし、契約等の詳細な事務手続きは NEDO 等が個別の参加機関へ直接連絡する場合がある）。
- ・ 研究グループの研究開発・実用化・知財戦略を策定し、運営する。
- ・ 研究グループを代表して対外的に活動成果を報告する。
- ・ NEDO が定期的に開催する GL 会議に出席して、進捗報告や意見交換に協力する。
- ・ 水素社会の実現には国際連携が重要であることから、特に研究グループ参加者が海外出張等の国際情報収集活動を行った場合は結果を迅速に NEDO へ報告する。当該情報は、本事業参加者全体への共有や政府政策への提言等、適切に活用されることがある。

- (8) マネジメントグループの GL は SPL を兼務すること。
- (9) PEFC 評価解析プラットフォームと連携する各研究グループの技術情報が適切に秘匿されるよう、NDA（秘密保持契約）の様式を整備し、PEFC 評価解析プラットフォームの各研究グループ及び材料研究グループと締結すること。

4. 提出期限及び提出先

本公募要領に従って「提案書」を作成し、その他提出書類とともに以下の提出期限までにアップロードを完了させてください。なお、持参、郵送、FAX 又は E-mail による提出は受け付けません。ただし、NEDOから別途指示があった場合は、この限りではありません。

(1) 提出期限

2025 年 3 月 12 日（水）正午アップロード完了

※応募状況等により、公募期間を延長する場合があります。公募期間を延長する場合は、NEDOウェブサイトでお知らせいたします。

なお、NEDO公式 SNS をフォローいただくと、ウェブサイトに掲載された最新の公募情報に関するお知らせを SNS で確認できます。是非、フォローいただき、ご活用ください。

<https://www.nedo.go.jp/nedomail/index.html>

(2) 提出先： Web 入力フォーム

<https://app23.infoc.nedo.go.jp/koubo/qa/enquetes/0qs5g7sbdpfv>

(3) 提出方法

- a. 「4. (2) 提出先」の Web 入力フォームで以下の①～⑯を入力いただき、⑰に提案書類の一式をアップロードしてください。アップロードするファイルを書類毎に作成し、全て PDF 形式で、一つの zip ファイルにまとめてください。なお、アップロードするファイル（PDF、zip 等）にはパスワードは付けないでください。

提出時に受付番号を付与します。再提出時には、初回の受付番号を入力してください。再提出の場合は、再度、全提案書類を再提出してください。

提出された提案書類を受理した際には代表法人連絡担当者宛に提案受理のメールを送付いたします。

■入力項目

- ①研究開発項目
- ②技術分野
- ③技術分野詳細
- ④提案テーマ名
- ⑤代表法人番号（13 桁）
- ⑥代表法人名
- ⑦代表法人連絡担当者氏名
- ⑧代表法人連絡担当者職名
- ⑨代表法人連絡担当者所属部署
- ⑩代表法人連絡担当者所属住所
- ⑪代表法人連絡担当者電話番号
- ⑫代表法人連絡担当者 E メールアドレス
- ⑬研究開発の概要（1000 文字以内）
- ⑭技術的ポイント（300 文字以内）
- ⑮代表法人研究開発責任者名
- ⑯共同提案法人名（再委託等先含む）及び研究開発責任者名

- ⑰利害関係者（※）
- ⑱研究体制
- ⑲研究期間
- ⑳提案総額（円単位）
- ㉑2025 年度提案額（円単位）
- ㉒2026 年度提案額（円単位）
- ㉓2027 年度提案額（円単位）
- ㉔2028 年度提案額（円単位）
- ㉕2029 年度提案額（円単位）
- ㉖初回の申請受付番号（再提出の場合のみ）
- ㉗提出書類(最大 100MB)（(4) 提出書類をアップロード）

（※）利害関係の確認について

- NEDO は、採択審査にあたり大学、研究機関、企業等の外部専門家による「採択審査委員会」を開催します。この採択審査委員会では公正な審査を行うことはもちろん、知り得た提案情報についても審査以外の目的に利用することを禁じております。
- その上で、採択審査委員の選定段階で、NEDO は利害関係者を排除すべく細心の注意を払っているところですが、採択審査委員本人にも事前に確認を求め、より公平・公正な審査の徹底を図ることといたしております。
- そこで、提案者の皆さまには、採択審査委員に事前提供する情報の入力をお願いしております。
- NEDO から④提案テーマ名、⑭技術的ポイント、⑮代表法人研究開発責任者名、⑯共同提案法人名（再委託等先含む）及び研究開発責任者名を採択審査委員に提示し、自らが利害関係者、とりわけ競合関係に当たるかどうか、の判断を促します。技術的なポイントについては、競合関係を特定することが可能と考える技術的なポイントを問題ない範囲で記載いただけますようお願いいたします。提案する案件と事業領域および技術領域が直接的に競争関係にある者を利害関係者として排除いたします。
- また、NEDO が採択審査委員を選定する上で、利害関係者とお考えになる者がいらっしゃる場合には、⑰利害関係者に具体的な企業等の名前を記載ください。なお、採択審査委員から、利害関係の有無の判断がつかないとのコメントがあった場合には、追加情報の提供をお願いする場合がございますので、ご協力をお願いいたします。
- 提案者が大学や公的研究機関の場合は、研究開発責任者（本提案における事業者の研究開発の代表者）について、大学又は大学院に所属する研究者は学科又は専攻まで所属を、公的研究機関に所属する研究者は部門やセンターまで所属を記載ください。

例：〇〇株式会社 〇〇 〇〇

〇〇大学〇〇学部〇〇学科 教授 〇〇 〇〇

〇〇大学院〇〇研究科〇〇専攻 教授 〇〇 〇〇

〇〇研究所 〇〇部門 部門長 〇〇 〇〇

b. 次の公募関連書類がダウンロードできますので、御参照ください。

- ・仕様書（PDF）
- ・提案書類（Word）
- ・調査委託契約書（案）（「調査委託契約標準契約書」を指します。）

(4) 提出書類

以下の提出書類が必要となります。具体的な様式は別添 1-1,3～5-1 をご参照ください。また、提出前に別紙の提案書類チェックリストを基に提出物が揃っているかを必ず確認したうえで、チェックを入れた別紙も提出書類に含めてください。

提出書類
別紙：提案書類チェックリスト
別添 1-1：提案書（委託調査事業用）
別添 3：企業情報
別添 4：ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況
別添 5-1：事業遂行上に係る情報管理体制等の確認票（委託調査事業用）およびそのエビデンス
別添 12：提案書補足資料
e-Rad 応募内容提案書
直近の事業報告書及び直近 3 年分の財務諸表（原則、円単位：貸借対照表、損益計算書（製造原価報告書、販売費及び一般管理費明細書を含む）、株主（社員）資本等変動計算書）（※）

【留意事項】

- （※）「研究開発項目Ⅰの PEFC 評価解析プラットフォームマネジメント以外の分野」および「研究開発項目Ⅱ」への応募書類は上記と異なります。詳細は別公募要領を参照ください。
- （※）「株主（社員）資本等変動計算書」については、会社法で定める株式会社、合同会社、合資会社及び合名会社に該当する場合にのみ提出ください。なお、審査の過程で、必要に応じて財務に関する追加資料の提出や代表者面談を求める場合があります。

(5) 提出にあたっての留意事項

- ・ 提案書は日本語で作成してください。
- ・ 再提出は受付期間内であれば何度でも可能です。同一の提案者から複数の提案書類が提出された場合は、最後の提出のみを有効とします。
- ・ 登録、応募内容確認、送信ボタンを押した後、受付番号が表示されるまでを受付期間内に完了させてください。（受付番号の表示は受理完了とは別です。）
- ・ 入力・アップロード等の操作途中で提出期限が来て完了できなかった場合は、受け付けません。
- ・ 通信トラフィック状況等により、入力やアップロードに時間がかかる場合があります。特に、提出期限直前は混雑する可能性がありますので、余裕をもって提出してください。
- ・ 提出書類に不備があり、NEDO が別途指示する期限までに修正できない場合は、提案を無効とさせていただきます。受理後であっても、応募要件の不備が発覚した場合は、無効となる場合があります。受理後であっても、応募要領の不備が発覚した場合は、無効となる場合があります。
- ・ NEDO は、応募書類等の提出書類は審査のために利用します。
また、公文書等の管理に関する法律に基づく行政文書の管理に関するガイドラインに沿い定められた関係規程により、厳重な管理の下、一定期間保存します。この際、取得した個人情報については、法令等に基づく場合の提供を除き、研究開発の実施体制の審査のみに利用

しますが、特定の個人を識別しない状態に加工した統計資料等に利用することがあります。また、提案書の一部である研究経歴書（CV）については、採択先決定後、適切な方法をもって速やかに廃棄します。

- ・ e-Rad に登録された各情報（プロジェクト名、応募件名、研究者名、所属研究機関名、予算額及び実施期間）及びこれらを集約した情報は、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成 13 年法律第 140 号）第 5 条第 1 号イに定める「公にすることが予定されている情報」として取り扱われます。
- ・ 提出いただく情報については、守秘義務を負っている者のみで扱います。また、他の配分機関や関係府省間で情報が共有されることがあり得ますが、その際も守秘義務を負っている者のみで共有を行います。

5. 説明会の開催

当該公募の内容、契約に係る手続き、提出する書類等についての説明会を次の日程により開催いたします。説明は日本語で行います。

本公募について、以下のとおり説明会を開催し、事業内容や公募手続き及び留意事項等について説明しますので、応募を予定される方は可能な限り出席してください。なお、説明会は日本語で行います。出席希望の事業者は、2025 年 2 月 12 日（水）17 時までに下記アンケートの必要項目を回答ください。（様式は問いません）

日時：2025 年 2 月 17 日（月）14 時 30 分～16 時 00 分

研究開発項目 I および II（水電解分野は除く）のみ

場所：オンライン開催（WebEx にて開催します）

申込みフォーム：https://app23.infoc.nedo.go.jp/evt/events/6pwo6h0vq230/event_data/new

6. 委託先の選定

（1）審査

以下の審査基準に基づき提案書類を審査します。なお、審査の経過等に関するお問い合わせには応じられませんのであらかじめ御了承ください。

（2）審査基準

a. 採択審査の基準

i. 事業の適合性

（本事業の仕様書と目的・目標が適合しているか、適切な目標が具体的に設定されているか等）

ii. 実施内容の優位性

（実施内容に優位性等があるか 等）

iii. 計画の妥当性

（目標達成に向けたアプローチ・計画が明確で、実現可能性があるか 等）

iv. 実施体制・能力

（役割分担が明確で効率的な体制か、必要な人員・設備・支援体制や関連分野の実績を有するか 等）

v. 産業界・アカデミア等での活用に向けた取組

（活用のターゲットが明確で、それに向けた取組に実現性・実行性があるか、社会・経済への波及効果が期待できるか 等）

vi. 提案の経済性

(予算の範囲内で必要経費を適切に計上しているか、他事業との重複なく妥当な予算規模か等)

vii. 総合評価

なお、採択審査にあたり、以下の要素で加点を行います。

- ・女性活躍推進法に基づく認定企業(えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業)、次世代育成支援対策推進法に基づく認定企業(くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業・トライくるみん認定企業)、若者雇用促進法に基づく認定企業(ユースエール認定企業)に対しては加点します。

(3) 委託先の公表及び通知

採択結果の公表等

採択した案件に関しては、実施者名(再委託先・共同実施先含む)、事業概要をNEDOのウェブサイト等で公開します。不採択とした案件については、その旨を不採択とした理由とともに提案者へ通知します。

7. 留意事項

(1) 契約及び委託業務の事務処理等について

新規に調査委託契約を締結するときは、最新の調査委託契約約款を適用します。また、委託業務の事務処理は、NEDOが提示する事務処理マニュアルに基づき実施していただきます。委託業務事務処理やプロジェクトマネジメントに関する一連の手続きについては、NEDOが運用する「NEDOプロジェクトマネジメントシステム」を利用していただくことが必須になります。なお、利用に際しては利用規約(<https://www.nedo.go.jp/content/100906708.pdf>)に同意の上、利用申請書を提出していただきます。

【参考】

- ・委託事業の手続き：約款・様式 <https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/yakkan.html>
- ・委託事業の手続き：マニュアル <https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/manual.html>

(2) 国立研究開発法人から民間企業への再委託

国立研究開発法人から民間企業への再委託又は共同実施(再委託先又は共同実施先へ資金の流れがないものを除く。)は、原則認めておりません。

(3) ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況

提案書の実施体制に記載される委託先について、女性活躍推進法に基づく認定(えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業)、次世代育成支援対策推進法に基づく認定(くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業・トライくるみん認定企業)、若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定企業)の状況を記載していただきます。詳細は、提案書類中の別紙4「ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況について」を御覧ください。

(4) NEDO事業遂行上に係る情報管理体制等の確認票及び対応するエビデンス

提案書の実施体制に記載する全ての提案者(再委託等は除く。)において、調査を実施する上で取得又は知り得た保護すべき一切の情報(機微情報)に関して、機微情報の保持に留意して漏えい等防止する責任を負うことから、確認票及び対応するエビデンスを提出していただきます。詳細は、提案書類中の別紙5-1「NEDO事業遂行上に係る情報管理体制等の確認票」を御覧ください。

なお、情報管理体制等を有することを提案者の応募要件としているため、全ての確認項目に対して、対応する必要があります。(仮に、未対応の場合には応募要件を満たさないものとなります。)

(5) 公的研究費の不正な使用及び不正な受給への対応

公的研究費の不正な使用及び不正な受給(以下「不正使用等」という。)については、「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」(平成 20 年 12 月 3 日経済産業省策定。以下「不正使用等指針」という。※1) 及び「補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等の措置に関する機構達」(平成 16 年 4 月 1 日 16 年度機構達第 1 号。N E D O 策定。以下「補助金停止等機構達」という。※2) に基づき、当機構は資金配分機関として必要な措置を講じることとします。併せて本事業の事業実施者も研究機関として必要な対応を行ってください。

本事業及び府省等の事業を含む他の研究資金において、公的研究費の不正使用等があると認められた場合、以下の措置を講じます。

※1. 「不正使用等指針」についてはこちらを御参照ください： 経済産業省ウェブサイト

http://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-fusei-shishin.html

※2. 「補助金停止等機構達」についてはこちらを御参照ください： N E D O ウェブサイト

https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html

a. 本事業において、公的研究費の不正使用等があると認められた場合

- i. 当該研究費について、不正の重大性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還していただきます。
- ii. 不正使用等を行った事業者等に対し、当機構との契約締結や補助金等の交付を停止します。(補助金停止等機構達に基づき、処分した日から最大 3 年間の契約締結・補助金等交付の停止の措置を行います。)
- iii. 不正使用等を行った研究者及びそれに共謀した研究者(善管注意義務に違反した者を含む。以下同じ。)に対し、当機構の事業への応募を制限します。
(不正使用等指針に基づき、不正の程度などにより、原則、当該研究費を返還した年度の翌年度以降 1～5 年間の応募を制限します。また、私的な流用が確認された場合には、10 年間の応募を制限します。)
- iv. 府省等他の資金配分機関に対し、当該不正使用等に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正使用等を行った者及びそれに共謀した研究者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関から N E D O に情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。他府省の研究資金において不正使用等があった場合にも i～iii の措置を講じることがあります。
- v. 不正使用等の行為に対する措置として、原則、事業者名(研究者名)及び不正の内容等について公表します。

b. 「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」(平成 20 年 12 月 3 日経済産業省策定)に基づく体制整備等の実施状況報告等について

本事業の契約に当たり、各研究機関では標記指針に基づく研究費の管理・監査体制の整備が必要です。

体制整備等の実施状況については、報告を求める場合がありますので、求めた場合、直ちに報告するようにしてください。なお、当該年度において、既に、府省等を含め別途の研究資金への

応募等に際して同旨の報告書を提出している場合は、この報告書の写しの提出をもって代えることができます。

また、当機構では、標記指針に基づく体制整備等の実施状況について、現地調査を行う場合があります。

(6) 研究活動の不正行為への対応

研究活動の不正行為（ねつ造、改ざん、盗用）については「研究活動の不正行為への対応に関する指針」（平成 19 年 12 月 26 日経済産業省策定。以下「研究不正指針」という。※3）及び「研究活動の不正行為への対応に関する機構達」（平成 20 年 2 月 1 日 19 年度機構達第 17 号。NEDO 策定。以下「研究不正機構達」という。※4）に基づき、当機構は資金配分機関として、本事業の事業実施者は研究機関として必要な措置を講じることとします。そのため、告発窓口の設置や本事業及び府省等他の研究事業による研究活動に係る研究論文等において、研究活動の不正行為があると認められた場合、以下の措置を講じます。

※3. 研究不正指針についてはこちらを御参照ください： 経済産業省ウェブサイト

https://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-fusei-shishin.html

※4. 研究不正機構達についてはこちらを御参照ください： NEDOウェブサイト

https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html

a. 本事業において不正行為があると認められた場合

- i. 当該研究費について、不正行為の重大性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還していただくことがあります。
- ii. 不正行為に関与した者に対し、当機構の事業への翌年度以降の応募を制限します。
（応募制限期間：不正行為の程度などにより、原則、不正があったと認定された年度の翌年度以降 2～10 年間）
- iii. 不正行為に関与したとまでは認定されなかったものの、当該論文等の責任者としての注意義務を怠ったことなどにより、一定の責任があるとされた者に対し、当機構の事業への翌年度以降の応募を制限します。
（応募制限期間：責任の程度等により、原則、不正行為があったと認定された年度の翌年度以降 1～3 年間）
- iv. 府省等他の資金配分機関に当該不正行為に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正行為に関与した者及び上記 iii により一定の責任があるとされた者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金による事業への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関から NEDO に情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。
- v. NEDO は不正行為に対する措置を決定したときは、原則として、措置の対象となった者の氏名・所属、措置の内容、不正行為が行われた研究資金の名称、当該研究費の金額、研究内容、不正行為の内容及び不正の認定に係る調査結果報告書などについて公表します。

b. 過去に国の研究資金において不正行為があったと認められた場合

国の研究資金において、研究活動における不正行為があったと認定された者（当該不正行為があったと認定された研究の論文等の内容について責任を負う者として認定された場合を含む。）については、研究不正指針に基づき、本事業への参加が制限されることがあります。

なお、本事業の事業実施者は、研究不正指針に基づき研究機関として規定の整備や受付窓口の設置に努めてください。

c. N E D Oにおける研究不正等の告発受付窓口

N E D Oにおける公的研究費の不正使用等及び研究活動の不正行為に関する告発・相談及び通知先の窓口は以下のとおりです。

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 法務部

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町 1310

電話番号： 044-520-5131

FAX 番号： 044-520-5133

E-mail： helpdesk-2@ml.nedo.go.jp

ウェブサイト： 研究活動の不正行為及び研究資金の不正使用等に関する告発受付窓口

<https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.htmlへリンク>

(電話による受付時間は、平日：9時30分～12時00分、13時00分～18時00分)

(7) RA（リサーチアシスタント）等の雇用

第6期科学技術・イノベーション基本計画においては、優秀な学生、社会人を国内外から引き付けるため、大学院生に対する経済的支援を充実すべく、数値目標が掲げられています。

本プロジェクトにおいても、RA（リサーチアシスタント）等の研究員登録が可能であり、本プロジェクトにて、研究員費を支払うことが可能です。

なお、本プロジェクトを通じて知り得る秘密情報を取り扱うRA等は、N E D Oと契約を締結する大学組織との間で、守秘義務を含む雇用契約を締結されている必要があり、本プロジェクトに直接に従事する者は、全て研究員登録を行う必要があります。

【参考】

- ・第6期科学技術・イノベーション基本計画

<https://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/index6.html>

- ・研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ

<https://www8.cao.go.jp/cstp/package/wakate/wakatepackage.pdf>

- ・ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン

https://www.mext.go.jp/content/20201203-mxt_kiban03-000011852_1.pdf

(8) 国立研究開発法人の契約に係る情報の公表

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づき、採択決定後、別添9のとおり、N E D Oとの関係に係る情報をN E D Oのウェブサイトで公表することがございます。御理解と御協力のほどよろしくお願いいたします。なお、案件への応募をもって同意されたものとみなさせていただきますので、御了解願います。詳細は、「契約に係る情報の公表について」をご確認ください。

(9) 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）

- a. 我が国では、我が国を含む国際的な平和及び安全の維持を目的に、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）（以下「外為法」という。）に基づき輸出規制※が行われています。外為法で規制されている貨物や技術を輸出（提供）しようとする場合は、原則外為法に基づく経済産業大臣の許可を受ける必要があります。

※我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度（リスト規制）と②リスト規制に該当しない貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合で、一定の要

件（用途要件・需要者要件又はインフォーム要件）を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度（キャッチオール規制）から成り立っています。

- b. 貨物の輸出だけでなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を外国の者（非居住者）又は特定類型※に該当する居住者に提供する場合等は、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メール・CD・USB メモリなどの記録媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。

※ 非居住者の影響を強く受けている居住者の類型のことを言い、「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」1. (3)サ①～③に規定する特定類型を指します。

- c. また、外為法に基づき、リスト規制貨物の輸出又はリスト規制技術の外国への提供を業として行う場合には、安全保障貿易管理の体制構築を行う必要があります※。本委託事業を通じて取得した技術等を輸出（提供）しようとする場合についても、規制対象となる場合がありますのでご注意ください。経済産業省から指定のあった事業については委託契約締結時までに、本委託事業により外為法の輸出規制に当たる貨物・技術の輸出が予定されているか否かの確認、及び輸出の意思がある場合は、管理体制の有無について確認を行います。輸出の意思がある場合で、管理体制が無い場合は、輸出又は本委託事業終了のいずれか早い方までの体制整備を求めます。なお、同確認状況については、経済産業省の求めに応じて、経済産業省に報告する場合があります。また、本委託事業を通じて取得した技術等について外為法に係る規制違反が判明した場合には、契約の全部又は一部を解除する場合があります。

※ 輸出者等は外為法第55条の10第1項に規定する「輸出者等遵守基準」を遵守する義務があります。また、ここでの安全保障貿易管理体制とは、「輸出者等遵守基準」にある管理体制を基本とし、リスト規制貨物の輸出又はリスト規制技術の外国への提供を適切に行うことで未然に不正輸出等を防ぐための、組織の内部管理体制を言います。

- d. 安全保障貿易管理の詳細については以下をご覧ください。

- ・ 安全保障貿易管理（全般） <https://www.meti.go.jp/policy/anpo/>
（Q&A <https://www.meti.go.jp/policy/anpo/qanda.html>）
- ・ 一般財団法人安全保障貿易センター モデル内部規程
<https://www.cistec.or.jp/export/jisyukanri/modelcp/modelcp.html>
- ・ 安全保障貿易ガイダンス（入門編）
<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/guidance.html>
- ・ 安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）
https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf
- ・ 大学・研究機関のためのモデル安全保障貿易管理規程マニュアル
<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/daigaku/manual.pdf>

8. 問い合わせ

本公募の内容に関する質問等は説明会で受け付けます。それ以降のお問い合わせは、2025年2月17日（月）から3月5日（水）の間に限り、以下の問い合わせ先のE-mailで受け付けます。ただし、提案内容の是非および審査の経過等に関するお問い合わせには応じられません。

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
水素・アンモニア部 燃料電池ユニット 問合せ担当宛
E-mail: fuelcell*ml.nedo.go.jp (*を@に置き換えて送信ください。)

9. NEDO事業に関する業務改善アンケート

NEDOでは、NEDO事業に関する業務改善アンケートを常に受け付けております。

ご意見のある方は、以下リンクの「7. NEDO事業に関する業務改善アンケート」から、ご意見お寄せいただければ幸いです。なお、内容については、本調査に限りません。

https://www.nedo.go.jp/shortcut_jigyoku.html

10. 掲載資料（本公募に係るもののみ抜粋）

基本計画

2025 年度実施方針

2025 年度公募要領 1-1_研究開発項目 I のうち委託調査（PEFC 分野）

仕様書_研究開発項目 I_PEFC 評価解析プラットフォームマネジメント_委託調査事業

別紙：提案書類チェックリスト

別添 1-1：提案書（委託調査事業用）

別添 3：企業情報

別添 4：ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況

別添 5-1：事業遂行上に係る情報管理体制等の確認票（調査事業用）

別添 9：契約に係る情報の公表について

参考資料 1：e-rad への登録方法について

様式：積算用総括表